

目 次

関西学生卓球連盟規約

第1章	総	則	(第1条～第5条)・・・1
第2章	事	業	(第6条)・・・1～2
第3章	構	成	(第7条～第12条)・・・2～3
第4章	役	員	(第13条～第21条)・・・3～6
第5章	機	関	(第22条～第30条)・・・6～7
第6章	賞	罰	(第31条～第33条)・・・7～8
第7章	会	計	(第34条～第37条)・・・8
第8章	慶	弔	(第38条～第40条)・・・8～9
第9章	規	正	(第41条)・・・9
第10章	附	則	(第42条～第43条)・・・9

関西学生卓球連盟事業細則

第1章	関西学生卓球リーグ戦	(第1条～第11条)10～15
第2章	関西学生卓球選手権大会	(第12条～第17条)15～16
第3章	関西学生新人大会	(第18条～第22条)16～17
第4章	会長杯争奪卓球大会	(第23条～第27条)17～18
第5章	関西学生卓球チャレンジマッチ	(第28条～第31条)18～19
第6章	東海・関西対抗学生卓球大会	(第32条～第34条)・・・19
第7章	全日本大学総合卓球選手権大会(団体の部)関西予選	(第35条～第41条)19～21
第8章	全日本大学総合卓球選手権大会(個人の部)関西予選	(第42条～第47条)21～22

関西学生卓球連盟実施細則

第1章	各大会への外国人留学生の出場について	(第1条)・・・23
第2章	各大会の棄権について	(第2条)・・・23
第3章	審判	(第3条～第5条)・・・23
第4章	ラケットコントロール	(第6条～第8条)23～24
第5章	オーダー交換	(第9条～第10条)24～25
第6章	オープン大会	(第11条)・・・25
第7章	総合ランキング	(第12条～第15条)25～26

各種委員会組織細則

第1章	各種委員会	(第1条～第8条)27～28
第2章	各種委員会活動	(第9条～第14条)28～29

シード会議

第1章	シード会議	(第1条～第4条)・・・30
第2章	関西学生卓球新人大会	(第5条～第8条)30～31
第3章	関西学生卓球選手権大会	(第9条～第12条)31～32
第4章	全日本大学総合卓球選手権大会(個人の部)関西予選	(第13条～第16条)32～33
第5章	会長杯争奪卓球大会	(第17条～第21条)33～34
第6章	関西学生卓球チャレンジマッチ	(第22条～第24条)34～35

推薦規定

第1章	推薦規定	(第1条～第2条)・・・36
第2章	新人強化研修会	(第3条～第5条)・・・36
第3章	強化指定選手	(第6条～第8条)36～37
第4章	東海・関西対抗学生卓球大会	(第9条～第11条)・・・37
第5章	海外遠征	(第12条～第13条)・・・37
第6章	近畿卓球選手権大会	(第14条～第16条)・・・37
第7章	全日本学生選抜卓球選手権大会	(第17条～第19条)・・・38
第8章	大阪国際招待卓球選手権大会	(第20条～第23条)・・・38
第9章	オール西日本大学卓球選手権大会	(第24条～第27条)・・・39

◆関西学生卓球連盟規約

第1章 総則

第1条 名称

本連盟は関西学生卓球連盟(KANSAI STUDENTS TABLE TENNIS FEDERATION)と称し、卓球界における関西学生競技団体を代表する。

第2条 地域および代表権

本連盟は一般社団法人日本学生卓球連盟規約に基づき関西地区(大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、奈良県、滋賀県)の加盟校を総括し、一般社団法人日本学生卓球連盟(以下「日学連」と称す)の組織に入る。

第3条 本部の所在地

本連盟の本部を大阪府に置く。

第4条 目的

本連盟は加盟校相互の親睦をはかり学生スポーツの精神を遵守し、心身共に錬磨して学生卓球の普及と健全なる発展に寄与することを目的とする。

第5条 各都道府県との協力

本連盟は公益財団法人日本卓球協会(以下「日卓協」と称す)に基づく各都道府県所在の組織に協力する。

第2章 事業

第6条 事業内容

本連盟は次の事業を行う。諸規則は事業細則に定める。

- | | |
|---------------------------------------|-----|
| 1. 関西学生卓球春季リーグ戦 | 年1回 |
| 1. 関西学生卓球秋季リーグ戦 | 年1回 |
| 1. 関西学生卓球選手権大会 | 年1回 |
| 1. 関西学生卓球新人大会 | 年1回 |
| 1. 会長杯争奪卓球大会 | 年1回 |
| 1. 関西学生卓球チャレンジマッチ | 年1回 |
| 1. 東海・関西対抗学生卓球大会 | 年1回 |
| 1. 日学連主催の各大会の関西地区予選 | |
| 1. 関西学生卓球選手権大会ランキング作成および発表 | |
| 1. 関西学生卓球総合ランキングの作成および発表、その他本連盟の目的達成に | |

必要な事業

第3章 構成

第7条 構成員

本連盟は関西地区に所在する学校教育法に基づく大学、短期大学、専門学校および法律によって設置された大学の卓球部をもって構成する。尚、本連盟の登録期間を通常履修年限とし、一旦大学を中退した場合および学生の途中より登録した場合はその者に残された履修年限を登録期間とする。ただし、次の各号に該当する学生は除く。

1. 大学院、通信教育の学生
1. 当該年度の4月1日現在で28歳以上の者
1. 登録期間を越えた者。一旦大学を卒業した者。ただし、短期大学より上級大学へ進学する者に限り、卒業生として取り扱わない。

第8条 加盟手続き

本連盟への加盟は常任幹事会の決議を要し、所定の手続きをしなければならない。

第9条 加盟校の義務

本連盟の維持費、登録費は毎年指定された期日までに納入しなければならない。納入なき場合は加盟資格を失するものとする。ただし、リーグ戦、全日本大学総合卓球選手権大会（団体の部）（予選含む）いずれにも出場しない場合は、維持費は不要とする。また、追加登録及び何らかの理由で登録できない場合は、学連本部まで申し出ること。

第10条 登録内容

加盟校は毎年指定された期日までに部長、監督、主務、主将及び選手を登録しなければならない。ただし、部長は大学職員に限る。

第11条 出場資格

本連盟に登録した選手は出場資格を有する。ただし、次の各号に該当する加盟校および登録選手は、本連盟および日学連主催の大会に出場できない。

1. 日学連及び本連盟の所定費用を納入していない場合。
1. 停学謹慎中の者はその期間中。
1. 上記以外の特例が生じた場合その処分については、理事会で審議する。

第12条 登録校の変更に伴う登録期間

大学変更後も本連盟に所定の申請書を提出することで本連盟主催の大会に参加することができる。「登録校の変更があって本連盟に再登録しようとするものの登録期間(c)」は「変更後の通常履修年限(b)」より「変更前に既に登録した実績年数(a)」を引いた年数とする。「変更前に既に登録した実績年数(a)」が「変更後の登録校の通常履修年限(b)」と同じかまたはそれを越える場合においては本連盟に再登録することはできない。その他の場合も、以上の考えに準じて判断するものとする。

登録変更前 登録実績 (a)	変更先	登録変更後 通常履修年限 (b)	再登録可能期間 (c)=(b)-(a)
0	短期大学 (2年制)	2	2
1			1
2~6			再登録不可
0	4年制大学 (4年制)	4	4
1			3
2			2
3			1
4~6			再登録不可
0	医科歯科薬科大学等 (6年制)	6	6
1			5
2			4
3			3
4			2
5			1
6			再登録不可
0	その他 (専門学校等)	1	1
1~6			再登録不可

第4章 役員

第13条 役員

本連盟に次の役員を置く。

1. 会長(以下OB・OG役員) 1名
1. 副会長 若干名
1. 監査役 1名
1. 相談役 若干名
1. 理事長 1名
1. 副理事長 若干名

- | | |
|----------------|----------------------------|
| 1. 理事 | 30名以内（役付役員を含む） |
| 1. 各種委員長 | 各1名（理事より選任） |
| | （企画運営・広報・ルール審判・強化対策・財務・総務） |
| 1. 幹事長(以下学生役員) | 1名 |
| 1. 副幹事長 | 若干名 |
| 1. 会計 | 1名 |
| 1. 書記 | 1名 |
| 1. 常任幹事 | 若干名 |
| 1. 技術員 | 男子5名、女子5名 |
| 1. 組合せ員 | 若干名 |

第14条 役員の任務

役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は、本連盟を代表し会務および本連盟主催の大会を統括する。
1. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合はその職務を代行する。
1. 監査役は、本連盟の事業及び財産並びに会計について、全役員の業務執行状況を監査する。
1. 相談役は、会長が必要と認める事項についてその諮問に応じ意見を述べることができる。なお、理事会に出席して意見を述べることができる。
1. 理事長は、本連盟の理事を代表し、理事会を統括する。
1. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある場合はその職務を代行する。
1. 理事は、本連盟常任幹事会の審議、執行を円滑ならしめる為に必要事項を審議する。
1. 各種委員長は、各種委員会を運営、統括および諸施策を講ずる。
1. 幹事長は、本連盟の学生役員を代表し、本連盟の運営に関する諸般の事務を統括する。
1. 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故ある場合はその職務を代行する。
1. 常任幹事は、幹事長を補佐し、本連盟の事業に関する事務を分掌し、審議決定する。
1. 技術員は、学生卓球技術の向上、発展をはかり競技細則、組合せ、器具等の技術部門を担当する。
1. 組合せ員は組合せ会議において技術員を補佐する。

第15条 役員の選任方法

役員の選任は次の通りとする。

1. 会長は、理事会及び常任幹事会の合議により決定する。

1. 副会長は、理事会の推薦により、理事会及び常任幹事会の合議を経て会長が委嘱する。
1. 監査役は、会長がこれを委嘱する。
1. 相談役は、会長がこれを委嘱する。
1. 理事長は、理事の互選により決定する。
1. 副理事長は、理事長の推薦により決定する。
1. 理事は理事会および常任幹事会の推薦により会長が委嘱する。
1. 各種委員長は、常任幹事会の推薦により理事会にて審議の上、理事長が委嘱する。
1. 幹事長は、新旧両常任幹事の合議により新常任幹事の中から決定する。
1. 副幹事長は、新旧両常任幹事の合議により新常任幹事の中から決定する。
1. 会計は、新旧両常任幹事の合議により新常任幹事の中から決定する。
1. 書記は、新旧両常任幹事の合議により新常任幹事の中から決定する。
1. 常任幹事は、理事会及び幹事長の推薦により会長が委嘱する。
1. 技術員、組合せ員は、常任幹事会の推薦により、幹事長が委嘱する。
1. 学連委員は、各校より当該校の部長、監督の推薦により1名を選出する。尚、学連委員の変更は直ちに学連本部に届け出なければならない。

第16条 名誉役員

本連盟に名誉会長、名誉顧問を置くことができる。

第17条 顧問、参与

本連盟に顧問、参与を置く事ができる。顧問、参与は理事会の推薦により会長が委嘱する。

第18条 役員の任期

役員の任期は次の通りとする。

1. 会長、副会長、監査役、相談役、理事長、副理事長、理事、各種委員長の任期は2年とし、学生役員は1年とする。
1. 名誉会長、名誉顧問、顧問、参与の任期については特に定めない。
1. 欠員および増員によって就任した役員の任期はその前任者の残存期間とする。

第19条 学生役員資格の喪失

学生役員は、その所属校が本連盟を脱退した時および本人が所属校の卓球部の籍を失った時は役員の資格を失う。

第20条 改選期

役員改選は原則として任期満了前に行う。ただし重任は妨げない。

第21条 幹事の出向規定

過去2年間(4シーズン)に於いて、1部リーグに所属していた大学は、本連盟の常任幹事を1名以上出向させる。ただし、過去2年間において1シーズンのみ1部リーグに所属していた大学はこれに含まれない。

諸事情により出向不可の場合は、1ヶ月1万円の運営負担費を支払うこととする。

第5章 機関

第22条 理事会

1. 理事会は理事をもってこれを構成する。
1. 理事会は本連盟の審議機関で必要に応じ会長がこれを招集し理事長が運営する。

第23条 常任幹事会

1. 常任幹事会は幹事長、副幹事長、会計、書記、常任幹事をもってこれを構成する。
1. 常任幹事会は本連盟の審議機関であり、事業の執行機関で幹事長がこれを運営する。

第24条 監督・主将会議

本連盟が各種大会の競技進行を円滑、推進ならしめる為に、随時会長がこれを招集する。

第25条 学連委員会

1. 本連盟の最高議決機関で、各大学の代表者をもって構成し、会長がこれを招集する。
1. 毎年春季に定例総会を開催し、議長には幹事長があたり次の事項を議決する。
(イ) 事業報告 (ロ) 決算報告 (ハ) 事業計画 (ニ) 予算
(ホ) 常任幹事の互選 (ヘ) その他の重要事項

第26条 委員会

1. 本連盟の指導機関で、理事および常任幹事をもって構成し、委員長がこれを召集する。

1. 委員会は次の通りで、委員長がこれを運営する。
 - (イ) 企画運営委員会
 - (ロ) 広報委員会
 - (ハ) ルール審判委員会
 - (ニ) 強化対策委員会
 - (ホ) 財務委員会
 - (ヘ) 総務委員会

第27条 技術員会

1. 技術員会は必要に応じて幹事長がこれを招集し、運営する。
1. 技術員会は本連盟の技術面を担当し、シード会議、ランキング審査委員会等を行う。

第28条 会議の招集

各会議は構成員の3分の1以上の要求があった場合および、会長が特に必要と認めた場合には会議の目的を明示し、臨時に招集する。

第29条 定足数

各会議は構成員の過半数の出席をもって成立する。ただし、学連委員会は構成員の3分の1以上の出席をもって成立する。やむを得ず各会議に欠席する場合は委任状を提出することができる。

第30条 議決

1. 各会議の議決は出席者の過半数を必要とする。なお、賛否同数の場合は議長が決定する。
1. 委任状提出者は、出席とみなすが議決権はない。
1. 理事会の議事につき特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

第6章 賞罰

第31条 褒賞

本連盟の目的達成のために著しく貢献した者に対し、会長は常任幹事会の審議により理事会の承認を得て賞を贈ることができる。

第32条 除籍

加盟校が、本連盟に類似する団体を組織し或いは本連盟の承諾なく他の団体に加盟した場合、常任幹事会の審議により理事会の承認を経て除籍することができる。

第33条 罰則

加盟校および登録選手が本連盟の体面を汚し、義務を怠り、規定および目的に反する、飲酒、喫煙、暴力、施設使用規則違反、その他違反行為があった場合、会長は、緊急に委員長会議を招集し、大学の処罰決定基準を参考にした上で、処罰処分を審議し、会長が決定する。

1. 罰則の重さをAランク（除名）、Bランク（1年以上の出場停止）、Cランク（1年未満の出場停止）と定める。
1. 大会会場で違反行為が判明した場合は、その大会は出場停止とする。その後会議にて処分を審議し、決定する。

第7章 会計

第34条 会計年度

本連盟の会計年度は事業年度と同じく毎年1月1日より12月末日とする。

第35条 収入

本連盟の収入は次の通りとする。

1. 維持費
1. 選手登録料
1. 各大会参加料
1. 寄付、その他

第36条 経費

本連盟の経費は第35条の収入をもってこれにあてる。

尚、第35条による収入は原則返済しない。

ただし、特別な事情がある場合には理事会で審議のうえ、会長、理事長の判断で返済することがある。

第37条 会計報告

会計は監査役及び理事会、常任幹事会の承認を経て学連委員会に報告しなければならない。

第8章 慶弔

第38条 慶賀

本連盟の役員が、卓球競技に関して次の各項目いずれかに該当した場合には、慶賀金の贈呈、あるいは祝賀電報を打電する。金額についてはその都度会長、理事長が判断する。

1. 叙勲、褒章を受章した場合 5万円程度

1. 文部科学大臣顕彰を受賞した場合 5万円程度

第39条 弔慰金

本連盟の役員が、次の項目に該当した場合には、弔慰金を贈る。金額についてはその都度会長、理事長が判断する。

1. 死亡 3万円程度（弔意電報1万円、供花等2万円）

第40条 範囲

前2条の対象となる役員は、名誉会長、名誉顧問、会長、副会長、監査役、相談役、理事長、副理事長、理事、顧問、参与、幹事長、副幹事長、会計、書記、常任幹事とする。

第9章 規約改正

第41条 規約改正

本連盟規約改正は常任幹事会で審議し、理事会で審議の後、学連委員会で承認を得なければならない。

第10章 附則

第42条 附則

本連盟は本規約の他に事業細則、実施細則、各種委員会組織細則、シード規定、推薦規定を設ける。

第43条 改正

本規約及び細則は昭和43年4月1日よりこれを実施する。
本規約及び細則は昭和46年4月1日よりこれを改正実施する。
本規約及び細則は昭和56年4月1日よりこれを改正実施する。
本規約及び細則は平成5年4月1日よりこれを改正実施する。
本規約及び細則は平成10年4月1日よりこれを改正実施する。
本規約及び細則は平成11年4月1日よりこれを改正実施する。
本規約及び細則は平成14年4月1日よりこれを改正実施する。
本規約及び細則は平成19年4月1日よりこれを改正実施する。
本規約及び細則は平成21年4月1日よりこれを改正実施する。
本規約及び細則は平成30年4月1日よりこれを改正実施する。
本規約及び細則は平成31年4月1日よりこれを改正実施する。
本規約及び細則は令和3年4月1日より、これを改正実施する。
本規約及び細則は令和5年4月1日より、これを改正実施する。

◆関西学生卓球連盟事業細則

第1章 関西学生卓球リーグ戦

第1条 開催時期

リーグ戦は1年に春と秋、各1回行う。

第2条 出場資格

1. 当該年度本連盟登録選手。
1. 登録数は部長、監督、コーチ各1名と1、2部校の選手は主将、主務を含め12名以内とする。3部校以下の選手は主将、主務を含め8名以内とする。登録者以外はベンチに入ることはできない。
1. 部長は大学が委嘱した教職員であることとする。
1. 監督は学生不可とする。
1. 監督、選手の変更は大会初日の3日前までに連盟に所定の変更願いを提出することで認める。コーチ、主務の変更は試合当日のオーダー交換時に対戦相手、本部席に所定の変更願いを提出することで認める。
1. ベンチに登録されていない選手を試合に出場させた場合には、その試合においてそのチームが失格するものとする。
1. 不足人数が1人の場合は試合参加を認めるが、2人以上の場合、試合参加は認めない。なお、1人不足の場合は、相手チームがオーダーを作成する前に、自校に不足がある旨を相手チームに伝えなければならない。また、不足がある場合の試合形式については以下の通りとする。

【1、2部校の場合】

1人不足			不足なし
1S	×	不戦勝	1S
2S	試合あり		2S
3S	試合あり		3S
4D	試合あり		4D
5S	試合あり		5S
6S	試合あり		6S
7S	試合あり		7S

1人不足			1人不足
1S	×	不戦勝	1S
2S	不戦勝	×	2S
3S	試合あり		3S
4D	試合あり		4D
5S	試合あり		5S
6S	試合あり		6S
7S	試合あり		7S

【3、4部校の場合】

1人不足		不足なし
1D	試合あり	1D
2S	× 不戦勝	2S
3S	試合あり	3S
4S	試合あり	4S
5S	試合あり	5S

1人不足		1人不足
1D	試合あり	1D
2S	× 不戦勝	2S
3S	不戦勝 ×	3S
4S	試合あり	4S
5S	試合あり	5S

第 3 条 試合方法

1. すべての試合を5ゲームスマッチで行う。
1. 1、2部校の試合方式は4点先取7本制とし、6シングルス1ダブルスで行う。1部校は決着がついてもラストまで試合を行い、2部校は決着がついた時点で試合を終了する。ダブルスの位置は4番で、ダブルスに出場する選手はいずれか一方しか前半（1～3番）に出場できない。
1. 3、4部校の試合方式は3点先取5本制とし、4シングルス1ダブルスで行い、決着がついた時点で試合を終了する。ダブルスの位置は1番で、ダブルスに出場する選手はいずれか一方しか前半（2、3番）に出場できない。

第 4 条 対戦順序

【8校編成の場合（1部）】

第1試合	第2試合	第3試合	第4試合	第5試合	第6試合	第7試合
1 - 8	1 - 7	1 - 6	1 - 5	1 - 4	1 - 3	1 - 2
2 - 7	2 - 8	2 - 5	2 - 6	2 - 3	2 - 4	3 - 4
3 - 6	3 - 5	3 - 8	3 - 7	5 - 8	5 - 7	5 - 6
4 - 5	4 - 6	4 - 7	4 - 8	6 - 7	6 - 8	7 - 8

【6校編成の場合（2、3、4部）】

※5校編成の場合は、6校目は棄権と同様の扱いにする。

第1試合	第2試合	第3試合	第4試合	第5試合
1 - 6	1 - 5	1 - 4	1 - 3	1 - 2
2 - 4	2 - 3	2 - 5	2 - 6	3 - 4
3 - 5	4 - 6	3 - 6	4 - 5	5 - 6

【4校編成の場合（4部）】

※3校編成の場合は、4校目は棄権と同様の扱いにする。

第1試合	第2試合	第3試合
1 - 4	1 - 3	1 - 2
2 - 3	2 - 4	3 - 4

第 5 条 成績順位の決定

リーグ戦における順位は次の方法で決定する。

1. 順位は試合得点(勝者2点、敗者1点、棄権0点)によって計算し、同じになった場合下記の方法で順位を決定する。
 1. 2校間の試合得点と同じ場合、2校間の勝者を上位とする。
 1. 3校間の試合得点と同じ場合、3校間の対戦結果を抜き出し試合得点を比較する。これで決まらない時は勝マッチ÷負マッチ
勝ゲーム÷負ゲーム
勝ポイント÷負ポイントの順に計算し順位を決める。
これで決まらない場合は、くじにより決める。(日本卓球ルール2. 10. 4)
 1. 4校間以上の場合も3校間と同じとする。

第6条 昇降部・編成

1. 1部最下位校と2部の優勝校は自動入れ替えとする。1部7位校と2部2位校で入替戦を行う。ただし、次季編成表における並び順は、前季成績表の順とする。
1. 2部最下位校と3部A、B各ブロックの優勝校間で対戦した勝者は入替戦を行う。
1. 3部A、B各ブロックで最下位になった2校は最下位決定戦を行う。4部の各ブロック間の優勝校は、ブロック数が4つ以上の場合にはトーナメント方式で、3つの場合はリーグ形式で、2つの場合は直接対決で上位2校を決定する。その際の組合せは抽選とする。決定した順位をもとに、3部の最下位校が4部の優勝校、3部の下から2番目のチームと4部の準優勝校が入れ替え戦を行う。
1. 各部入替戦はリーグ戦終了後原則として1週間以内に行い連盟役員が必ず立ち合う。試合方式は上位リーグ戦方式を採用する。ただし、1、2部入れ替え戦は4点先取7本制で行い、決着がついた時点で試合を終了する。
1. リーグ戦は男女とも4部リーグとする。ただし、出場チーム数により編成が変わる場合もある。
1. 次季リーグ編成については、原則今季成績によって配列した上、下記の図の例に従って行う。

2ブロック (A、B) の場合

今季成績表	A	A1位	A2位	A3位	A4位	A5位	A6位
	B	B1位	B2位	B3位	B4位	B5位	B6位

↓

次季編成表	A	A1位	B2位	A3位	B4位	A5位	B6位
	B	B1位	A2位	B3位	A4位	B5位	A6位

3ブロック (A～C) の場合

今季成績表

A	A1位	A2位	A3位	A4位	A5位	A6位
B	B1位	B2位	B3位	B4位	B5位	B6位
C	C1位	C2位	C3位	C4位	C5位	C6位



次季編成表

A	A1位	C2位	B3位	A4位	C5位	B6位
B	B1位	A2位	C3位	B4位	A5位	C6位
C	C1位	B2位	A3位	C4位	B5位	A6位

4ブロック（A～D）の場合

今季成績表

A	A1位	A2位	A3位	A4位	A5位	A6位
B	B1位	B2位	B3位	B4位	B5位	B6位
C	C1位	C2位	C3位	C4位	C5位	C6位
D	D1位	D2位	D3位	D4位	D5位	D6位



次季編成表

A	A1位	D2位	C3位	B4位	A5位	D6位
B	B1位	A2位	D3位	C4位	B5位	A6位
C	C1位	B2位	A3位	D4位	C5位	B6位
D	D1位	C2位	B3位	A4位	D5位	C6位

1. 申込の無い大学は棄権扱いとし、同リーグのその他のチームは順位の繰り上げとなる。
1. 前季の成績表に書かれていない大学は、大学数の最も少ない4部リーグに組み込まれる。ただし、全てのリーグの大学数が同数の場合は、Aリーグから順に組み込まれる。

第 7 条 審判

1. 1、2部の審判は当該校以外の第三者が行う事を原則とする。3、4部の審判は相互審判を原則とする。

第 8 条 集合時間・オーダー交換

1. 1部については、原則として試合開始の1時間前に、2、3、4部については試合開始の30分前にオーダーを提出すること。
1. 試合前の整列の際、オーダーに出ているものが欠けている時、そのチームは失格となる。ただし、やむを得ない理由があり整列にいない場合には、審判長の判断により試合の成立が認められる場合もある。
1. やむを得ない理由により審判長の了承を得て選手が棄権する場合は、チーム全体の試合（マッチ）は成立するものとする。

第 9 条 表彰

1. 殊勲賞

男女1部優勝校より各1名、優勝に最も貢献した者を選出する。技術員会の審議にて決定する。

1. 敢闘賞

男女1部準優勝校、2、3、4部優勝校より各1名、最も戦績の良かった者を選出する。1部に関しては技術員会の審議にて、2、3、4部に関しては常任幹事会の審議にて決定する。

1. ベストペア賞

男女1部より最も戦績の良かったダブルスペアを、男女各1組ずつ選出する。技術員会の審議にて決定する。

1. 優秀選手賞

男女1部よりすべての試合に出場し、全勝した選手に対して授与される。

1. 新人賞

男女1部において年間を通して最も戦績の良かった新人選手（1年生に限る）を、男女各1名ずつ選出する。技術員会の審議にて決定する。

1. フェアプレー賞

男女1部において特にフェアプレー精神に優れた者を、男女合わせて1名選出する。常任幹事会の審議にて決定するが、該当者がいない場合もある。

1. グッドマナー賞

男女1部において特にマナーに優れた学校を、男女各1校選出する。常任幹事会の審議にて決定するが、該当する大学がない場合もある。

1. 特別賞

1部は35勝以上、2部は勝率が6割を超えた者に対して、最終学年の秋季リーグ戦終了後に授与される。ただし、2部の特別賞は最低20勝以上している者に限る。また、ダブルス、入れ替え戦の勝利数は加算しない。

第10条 他大会への推薦

春季リーグ戦1部リーグにおいて、全日本大学総合卓球選手権大会（団体の部）の無条件推薦校を除く、上位3校に入った大学は、当該年度の全日本大学総合卓球選手権大会（団体の部）の関西学連推薦とする。

第11条 その他

1. 試合後、必ずエール交換を行う。1部校は試合前に必ず校歌斉唱をすること。

1. ゼッケンのない選手の出場は認めない。日卓協発行のゼッケンを使用する事。ただし、関西学生卓球選手権大会シングルスランキング者は、関西学生卓球連盟発行のゼッケンを使用する事。

1. 2台進行は、1部に関しては5番シングルスから、もしくは試合開始より1時

間経過後から、2、3、4部に関しては試合開始予定時間より30分経過後から、状況に応じて行うものとする。

第2章 関西学生卓球選手権大会

第12条 種目

男子ダブルス、女子ダブルス
男子シングルス、女子シングルス

第13条 試合方法

1. 全種目トーナメント方式。
1. 男女シングルスはベスト16決定戦まで5ゲームスマッチ、ベスト8決定戦より決勝まで7ゲームスマッチとする。男女ダブルスは決勝まで5ゲームスマッチとする。
1. タイムアウト制は、シングルスベスト16決定戦より、ダブルスベスト8決定戦より適用する。

第14条 出場資格

1. 当該年度本連盟登録選手。
1. 本大会のダブルスは同校の選手同士で組まなければならない。

第15条 審判

1. 当日第一試合のみ相互審判で行い、それ以降の試合は敗者審判とする。
1. ダブルス準決勝、決勝、シングルのベスト8決定戦以降の審判は、当該選手の所属大学以外の第三者が行うことを原則とする。

第16条 ランキング

本大会のランキングは男女シングルス16位まで、男女ダブルス8位までとする。また決定方法を以下に定める。

その年度の大会毎に優勝者(組)を1位、準優勝者(組)を2位とし、3位以下は次の優先順位に従って決定する。

- (1) ランキング決定直前の試合内容
 - ①ゲームの得失比率
 - ②ポイントの得失比率
- (2) ランキング決定の事前試合内容
 - ①ゲームの得失比率
 - ②ポイントの得失比率

(3) 前年度のランキング、シード順位

(4) 今大会の他の試合内容

第17条 他大会への推薦

シングルスランキング16位まで、ダブルスランキング8位までは、当該年度全日本大学総合卓球選手権大会（個人の部）に関西学連より推薦する。ただし、外国人留学生は除く。

第3章 関西学生卓球新人大会

第18条 種目

男子シングルス、女子シングルス

男子団体戦、女子団体戦（一校から複数チームの出場も可能とする。）

第19条 試合方法

1. 全種目トーナメント方式。
1. すべての試合を5ゲームスマッチで行う。
1. タイムアウト制は適用しない。
1. 団体戦について
 - ・3点先取5本制とし4シングルス1ダブルスで行う。ダブルスの位置は5番とする。
 - ・1人不足でも参加を認めるが、相手がオーダーを作成する前に対戦相手にその旨を伝えなければならない。不足がある場合の試合方式は以下とする。

1人不足		不足なし
1S	× 不戦勝	1S
2S	試合あり	2S
3S	試合あり	3S
4S	試合あり	4S
5D	試合あり	5D

1人不足		1人不足
1S	× 不戦勝	1S
2S	不戦勝 ×	2S
3S	試合あり	3S
4S	試合あり	4S
5D	試合あり	5D

第20条 出場資格

1. 当該年度本連盟登録選手。ただし、以下の4つの項目に該当する選手は出場できない。
 - ・過去に関西学生卓球選手権大会でシングルス、ダブルスのいずれかにおいてランキングに入ったことがある者。

- ・大学入学後に全日本選手権大会でシングルス、ダブルス、ミックスダブルスのいずれかに出場したことがある者。
- ・過去に全日本大学総合卓球選手権大会（個人の部）でシングルス、ダブルスのいずれかに出場したことがある者。
- ・過去に関西学生卓球新人大会でシングルスベスト4までに入ったことがある者。

第21条 審判

1. 団体戦の審判は準決勝、決勝以外は相互審判とし、準決勝、決勝は当該校以外の第三者が行うことを原則とする。
1. シングルの審判は、当日第一試合のみ相互審判で行い、それ以降の試合は敗者審判とする。ただし、準々決勝以降の審判は、当該選手の所属大学以外の第三者が行うことを原則とする。

第22条 他大会への推薦

1. 男女シングルス優勝者は、当該年度全日本大学総合卓球選手権大会（個人の部）に関西学連より推薦する。ただし、外国人留学生は除く。
1. 男女シングルス優勝者は、当該年度日中韓交流戦の候補選手として関西学連より推薦する。

第4章 会長杯争奪卓球大会

第23条 種目

男子ダブルス、女子ダブルス
 男子シングルス、女子シングルス
 男子団体戦、女子団体戦（各校1チームまで）

第24条 試合方法

1. 全種目トーナメント方式。
1. すべての試合を5ゲームスマッチで行う。
1. タイムアウト制は適用しない。
1. 団体戦について
 - ・3点先取5本制とし、4シングルス1ダブルスで行う。ダブルスの位置は1番とし、ダブルスに出場する選手はいずれか一方しか前半（2、3番）に出場できない。
 - ・1人不足でも参加を認めるが、相手がオーダーを作成する前に対戦相手にその旨を伝えなければならない。不足がある場合の試合方式は以下とす

る。

1人不足		不足なし
1D	試合あり	1D
2S	× 不戦勝	2S
3S	試合あり	3S
4S	試合あり	4S
5S	試合あり	5S

1人不足		1人不足
1D	試合あり	1D
2S	× 不戦勝	2S
3S	不戦勝 ×	3S
4S	試合あり	4S
5S	試合あり	5S

第25条 出場資格

1. 当該年度本連盟登録選手。
1. 当該年度において1部にて試合をしていないチームの選手。ただし、大学に入学してから現在までに日卓協、日学連、本連盟ランキングに入ったことがある選手は、ランキング入りした種目には出場できない。ただし、ダブルスのランキング選手が違うペアで出場することは認める。また団体戦は、ダブルス、シングルのどちらかでランキング入りした選手は出場できない。
1. 本大会のダブルスは同校の選手同士で組まなければならない。

第26条 審判

1. 団体戦の審判は準決勝、決勝以外は相互審判とし、準決勝、決勝は当該校以外の第三者が行うことを原則とする。
1. 個人戦の審判は、当日第一試合のみ相互審判で行い、それ以降の試合は敗者審判とする。
1. シングルス、ダブルス準決勝・決勝の審判は、当該選手の所属大学以外の第三者が行うことを原則とする。

第27条 他大会への推薦

男女シングルス優勝者・準優勝者は次年度のオール西日本大学卓球選手権大会（個人の部）に関西学連より推薦する。

第5章 関西学生卓球チャレンジマッチ

第28条 種目

男子シングルス、女子シングルス

第29条 試合方法

1. 予選リーグ、リーグ上位2名での決勝トーナメント
1. すべての試合を5ゲームスマッチで行う。

1. タイムアウト制は適用しない。

第30条 出場資格

1. 当該年度本連盟登録選手
1. 当該年度春、秋リーグ戦において1部校でプレーした者で、当該年度春、秋リーグ戦において3勝以上していない者。(1部の成績のみを考慮する)
1. 過去並びに現在の日卓協、日学連、本連盟シングルスランキング選手を除く。
(大学入学後)

第31条 他大会への推薦

男女シングルス優勝者、準優勝者は次年度のオール西日本大学卓球選手権大会(個人の部)に関西学連より推薦する。

第6章 東海・関西対抗学生卓球大会

第32条 種目

男子団体戦、女子団体戦
男子シングルス、女子シングルス

第33条 試合方法

1. すべての試合を5ゲームスマッチで行う。
1. タイムアウト制は適用しない。
1. 団体戦について
10シングルス、3ダブルスとし、ダブルスの位置は1～3番とする。
決着がついてもラストまで試合を行う。
1. シングルスについて
予選リーグ、決勝トーナメントとする。予選の上位2名が上位トーナメント、それ以外の者が下位トーナメントに進む。

第34条 出場資格

1. 当該年度本連盟登録者の内、推薦規定に則って選出された選手とする。

第7章 全日本大学総合卓球選手権大会(団体の部) 関西予選

第35条 種目

男子団体戦・女子団体戦(各校1チームまで)

第36条 試合方法

1. トーナメント方式。
1. 本大会に合わせて、4シングルス1ダブルスで行う。ただし、3番をダブルスとし、1. 2番でダブルスを組むことはできない。
1. すべての試合を5ゲームスマッチで行う。
1. タイムアウト制は適用しない。

第37条 出場資格

1. 当該年度関西学生卓球連盟登録校。
1. 登録数は部長1名、監督1名、コーチ1名、主務1名、選手は主将以下7名とする。
1. ベンチには前項の者しか入れない。
1. 監督、選手の変更は大会の3日前までに連盟に所定の変更願いを提出することで認める。コーチ、主務の変更は試合当日に対戦相手、本部席に所定の変更願いを提出することで認める。また、関西地区予選と本大会では登録選手を変更しても良い。
1. 部長は大学が委嘱した教職員に限る。
1. 監督は学生不可とする。

第38条 推薦

1. 前年度全日本大学総合卓球選手権大会（団体の部）ベスト8以上の学校は無条件推薦となる。
1. 当該年度春季リーグ戦において、無条件推薦校を除き1部上位3校は関西学連推薦とする。

第39条 予選通過枠数

本戦出場枠数（関西）から関西学連推薦校の3校を引いた数を関西予選通過枠数とする。

第40条 組合せ規定

予選通過枠数のトーナメントを作成し、当該年度春季リーグ戦（入れ替え戦含む）終了時の成績順にトーナメントを作成する。

第41条 その他

予選通過校は本大会への出場を義務とする。正当な理由なくして本大会に出場しなかった場合、罰則を受ける可能性がある。
関西学連推薦の資格を保持している学校で、本大会出場を辞退する場合は、予選

申込期日までに、その旨を学連に通知しなければならない。これを怠った場合も、罰則を受ける可能性がある。

第8章 全日本大学総合卓球選手権大会（個人の部）関西予選

第42条 種目

男子ダブルス、女子ダブルス
男子シングルス、女子シングルス

第43条 試合方法

1. 全種目トーナメント方式とする。
1. 関西予選はすべての試合を5ゲームスマッチとする。
1. タイムアウト制は適用しない。

第44条 出場資格

1. 当該年度本連盟登録選手。
1. 日学連登録者のうち、日本国籍を有する者、及び日学連内規第3条に定める「A. 日本に永住権を有する者」に限る。日学連内規第3条に定める「B. 外国人留学生選手」は本大会に出場できない。
1. 本大会のダブルスは同校の選手同士で組まなければならない。

第45条 推薦

1. 前年度当該大会ランキングシングルス16位まで、ダブルス8位までは、本戦無条件出場。
1. 前年度全日本学生選抜選手権大会シングルス決勝トーナメント進出者16名は本戦無条件出場。
1. 当該年度オリンピック夏季大会、またはユニバーシアード夏季大会の代表選手は、単複共に（複はパートナーを問わず）無条件出場。
1. 当該年度の関西学生卓球新人大会シングルス優勝者は関西学連推薦。
1. 当該年度の関西学生卓球選手権ランキングシングルス16位まで、ダブルス8位までは関西学連推薦。

第46条 予選通過枠数

本戦出場枠数（関西）から関西学連推薦者を引いた数を関西予選通過枠数とする。

第47条 その他

予選通過者は本大会への出場を義務とする。正当な理由なくして本大会に出場しなかった場合、罰則を受ける可能性がある。

関西学連推薦の資格を保持している選手で、本大会出場を辞退する場合は、予選申込期日までに、その旨を学連に通知しなければならない。これを怠った場合も、罰則を受ける可能性がある。

◆関西学生卓球連盟実施細則

第1章 各大会への外国人留学生の出場について

- 第1条 各大会への外国人留学生の出場について
各大会への日学連内規第3条における外国人留学生の出場については、団体戦のエントリーは2名まで、出場はそのうち1名でシングルス、ダブルスいずれか1回に限る。個人戦については男女各2名以内とする。

第2章 各大会の棄権について

- 第2条 各大会の棄権について
各大会にエントリーした選手が、特別な事情なくして棄権した場合には、以後の大会に出場を禁止することがある。尚、やむを得ず棄権する際には正式文書を大会前に提出しなければならない。

第3章 審判

- 第3条 審判長の権限
審判長は審判員を統括し、選手及び社会人審判員、学生審判員は審判長の指示に従い、試合上のトラブルは審判長の裁決によるものとする。
- 第4条 審判員
原則として審判員資格取得者が本連盟主催の各大会において審判をつとめることとする。尚、リーグ戦においての学生審判員は3回生以上の者（短期大学においては2回生）が望ましい。
- 第5条 抗議
1. 主審又は副審等による事実の判定に対し、審判長に抗議することはできない。
 1. 主審又は副審等によるルール解釈に関して、審判長に抗議することができる。
 1. 個人戦での抗議は、問題が生じた場面に参加していた競技者のみが行うことができる。
 1. 団体戦の抗議権は監督に限る。ただし、監督不在の場合はコーチ、コーチも不在時は主将に抗議権がある。

第4章 ラケットコントロール

- 第6条 対象
本連盟主催の各大会において、試合前にラケットコントロールを行うことがある。その際の対象はランダムとし、対象の選手はルール審判委員会が決定するも

のとする。また、決定方法、対象の選手については非公開とする。

第 7 条 任意のラケットコントロール

1. 本連盟主催の各大会において、任意のラケットコントロールをうけることができる。この検査で規定値を超えた場合は、なにも罰則は受けないものとする。
1. 任意のラケットコントロールで事前に規定値の範囲内であったラケットが、ランダムラケットコントロールで規定値を超えた場合は、事前の検査結果を考慮せず、通常通りの罰則を受けるものとする。

第 8 条 罰則

1. 違反が確認できた場合は、審判長の判断で処分を決定する。
1. 違反の選手は違うラケットで試合を行い、試合後に再検査を行う。ただし、試合前に時間がある場合はすぐに再検査を行うこともできる。試合後の検査で違反が確認できた場合は、試合の勝ち負けにかかわらず、違反ラケットによる負けとする。その際の記録の点数はなしとする。
1. 一度違反した選手が大会期間中に、再度ラケットの違反が発覚した場合、審判長の判断により重大な罰則を与えることとする。

第 5 章 オーダー交換

第 9 条 方法

関西学生卓球リーグ戦のオーダー交換は、連盟が時間を指定して試合前に行うものとし、その他の試合については各自、試合直前に対戦相手と行うものとする。

第 10 条 オーダーミスの対応

オーダーを交換した後に間違いが発覚した場合には、次の基準に従って判断する。罰則処分は、そのチームの、その試合（マッチ）において問題となる試合（ゲーム）にのみ適用され、チームの試合全体（マッチ）は有効とする。

- ・ 1、2部の試合において前半に出場した選手同士でダブルスを組んだ場合は、ダブルスを失格（不戦敗）とする。
- ・ シングルスに同じ選手名を複数回オーダーに記載した場合は、最後に記載されているものを有効とし、それ以外のものはすべて失格（不戦敗）とする。
- ・ 外国人留学生を、制限を超えてオーダーした場合は、最後に記載されているものを有効とし、それ以外のものはすべて失格（不戦敗）とする。
- ・ 明らかにケアレスミスと思われる誤字などは有効なオーダーとみなす。ただし、同姓など、紛らわしい場合にはオーダーミスとみなす事もある。その可否の判断は審判長が下す。

- ・上記以外の問題が起こった場合、その処分は審判長に一任する。

第6章 オープン大会

第11条 オープン大会参加規定

1. 個人戦は所属大学名で出場すること。
1. 団体戦、ダブルスにおいて同じ大学の選手と参加する場合は、所属大学名で出場すること。
1. 他大学や他クラブチームと混成チームを編成し、オープン大会に参加する場合は、大会申し込み締め切りの7日前までに本連盟に申請すること。
1. 混成チーム名は各チーム名を併記すること。チーム名が変更できない場合やチーム名が長くなる場合は、事前に学連にその旨を申請した場合に限り他のチーム名が認められる。ただし、チーム名が明らかに適切でない場合は、出場を認めないことがある。
1. 選抜チームの場合、都道府県、市町村の選抜メンバーである旨を事前に本連盟に提出すること。
1. いかなる場合でも、当年度支給の大学名が記載された日卓協のゼッケン、大学のユニフォームを着用して試合に出場すること。
1. オープン戦参加時、申込用紙に所属大学名を明記すること。
1. 違反の場合は、本連盟規約第33条に基づき処罰を決定する。

第7章 総合ランキング

第12条 期間

関西学生総合ランキングは毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

第13条 公表

関西学生卓球連盟総合ランキングの得点、順位が変動するたび順次更新していく。

第14条 各大会の得点

関西学生卓球連盟総合ランキング 得点表

	新人戦	リーグ戦	関西学生	近畿選手権	全日本学生	全日学選抜	会長杯	チャレンジマッチ	全日本選手権	大阪オープン	オール西日本	東京オープン
順位	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S
1位	30		100	80	150	200	30	30	300	80	120	80
2位	20		80	60	120	120	20	20	200	60	100	60
ベスト4	10		60	40	100	110 100	10	10	150	40	80	40
ベスト8	5		40	20	80	80			100	20	60	20
ベスト16			20	10	60	60			80	10	40	10
ベスト32			10		30				40		20	
ベスト64									20			
1部		10										
2部		6										
本戦出場					5				10			

ボーナスポイント

- 前年度全日本選手権ランキング選手に上記得点表に含まれる大会において勝利した時以下のポイントを与える。

1位	50P
2位	40P
ベスト4	30P
ベスト8	20P
ベスト16	10P

第15条 表彰

毎年、関西学生卓球春季リーグ戦開会式の際、前年度の総合ランキング1位～3位の表彰を行う。

◆各種委員会組織細則

第1章 各種委員会

第1条 目的

この規約は、委員会の組織及び運営について必要な事項を定め、委員会の円滑な運営を図るものとする。

第2条 種類

委員会の種類は次の通りとする。

- (1) 企画運営委員会
- (2) 広報委員会
- (3) ルール審判委員会
- (4) 強化対策委員会
- (5) 財務委員会
- (6) 総務委員会

第3条 構成

各委員会の構成員は次の通りとする。

委員長	1名
委員 理事	若干名
学生幹事	若干名
技術員、組合せ員	若干名（強化対策委員会のみ）

第4条 任期

委員長、委員（理事）の任期は2年とする。

委員（学生幹事、技術員、組合せ員）の任期は1年とする。ただし重任を妨げない。

第5条 委員長の選任

各種委員長は、常任幹事会の推薦により理事会にて審議の上、理事長が委嘱する。

第6条 委員会の招集

本連盟の指導機関で、理事および常任幹事をもって構成し、委員長がこれを招集し、委員長が議長となり主宰する。

第7条 委員会の議事

委員会の議事は、出席者の過半数で決するものとし、可否同数の時は、議長が決するところによる。

第 8 条 その他

この規約に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

第 2 章 各種委員会活動

第 9 条 企画運営委員会

1. 本連盟主催の事業を企画し、円滑な運営を目的とする。
1. 本連盟主催の年間事業日程を作成する。
1. 本連盟主催の各種大会の要項を作成する。
1. 本連盟主催の事業を運営する。
1. 本連盟の活性化に繋がるよう事業内容を検討する。

第 10 条 広報委員会

1. 本連盟の活動普及を目的とする。
1. 本連盟主催の各種大会において、取材撮影規定を周知管理する。
1. 公認ホームページの管理運営をする。
1. 公認ツイッターアカウントの管理運営をする。
1. リーグ戦の大会ポスター及びプログラム表紙を作成する。
1. その他広報活動に関するものを管理する。

第 11 条 ルール審判委員会

1. 加盟校への卓球ルールの普及、競技者としてのマナー面の向上、審判実務の実践を目的とする。
1. 公認審判員養成のための講習会の開催と資格試験を行う。
1. 公認審判員の審判実務の指導、育成を行う。
1. 大会の適用ルールの制定、検討と管理を行う。

第 12 条 強化対策委員会

1. 本連盟の競技力向上を目的とする。
1. 加盟校の指導者と連携し技術の向上をはかる。
1. 強化対策事業の参加選手を選考する。
1. 学連代表チームの選手を選考する。
1. 関西学生卓球連盟総合ランキングを作成する。

第13条 財務委員会

1. 本連盟の会計及び財政の現状把握、財政計画を立案することを目的とする。
1. 当該年度の事業計画により、各委員会の意見を調整し予算計画を立てる。
1. 出納および会計処理を管理する。
1. 決算にあたり、記帳と証憑書類をチェックし、「決算報告書」を作成、監査し学連委員会にて報告する。

第14条 総務委員会

1. 本連盟のフロント的役割を受け持ち、理事会の議題まとめ、その他の業務、庶務運営を目的とする。
1. 関西学生卓球連盟規約の管理と検討を行う。

◆シード規定

第1章 シード会議

第1条 目的

本会議では、関西学生卓球新人大会、関西学生卓球選手権大会、全日本大学総合卓球選手権大会(個人の部)関西予選、会長杯争奪卓球大会、関西学生卓球チャレンジマッチのシードを決定する。

第2条 構成

1. 各大会のシード会議は幹事長が議長となり、構成員の3分の2以上の出席を以って成立する。
1. 止むを得ず各大会のシード会議に欠席する場合は、委任状を提出する事ができる。なお、委任状提出者は出席と見なす。
1. 関西学生卓球新人大会、関西学生卓球選手権大会、全日本大学総合卓球選手権大会(個人の部)関西予選においては、技術員、組合せ員を構成員とし、ルール審判委員会の理事が必ず出席する。
1. 会長杯争奪卓球大会、関西学生卓球チャレンジマッチにおいては、常任幹事を構成員とし、ルール審判委員会の理事が必ず出席する。
1. 会議における、挙手権を持っているのは構成員のみであり、代理は認めない。

第3条 議決

各大会のシード会議の議決は、出席した構成員の多数決とする。ただし、委任状出席者は除く。なお、賛否同数の場合は議長が決定する。

第4条 その他

1. 台風・大雨・地震など、緊急事態と予定されていた会議が重なった場合は、幹事長の判断により、会議を行うかどうかを決定する。
1. 本連盟のシード会議は原則公開とする。

第2章 関西学生卓球新人大会

第5条 範囲

男女シングルス32シード、団体16シードまで決定する。

第6条 シングルスシード規定

- | | | |
|---------|-----------------|---------|
| 1. 優先順位 | 対象とする大会名等 | 成績 |
| 1 | 前年度全日本選手権(一般の部) | 1位 ~ 8位 |

2	前年度インターハイ	1位	～	8位
3	前々年度全日本選手権（ジュニアの部）	1位	～	8位
4	前年度インターハイ	9位	～	16位
5	前年度全日本選手権（一般の部）	9位	～	16位
6	前々年度全日本選手権（ジュニアの部）	9位	～	16位
7	前年度関西学生新人	5位	～	8位
8	前年度高校各地域ブロック大会	1位	～	8位
9	前年度全日本選手権（一般の部）	17位	～	32位
10	前年度インターハイ	17位	～	32位
11	前々年度全日本選手権（ジュニアの部）	17位	～	32位
12	前年度全日本選手権（一般の部）			出場
13	前年度関西学生新人	9位	～	16位
14	前年度高校各地域ブロック大会	9位	～	16位
15	技術員・組合せ員による推薦			

第7条 団体戦シード規定

優先順位	対象とする大会名等	成績
1	前年度関西学生新人	1位 ～ 8位
2	技術員・組合せ員による推薦	

第8条 その他

- シード会議に出席した構成員の3分の2以上の賛成をもってシード優先順位を入れ替えることができるものとする。しかし、その場合でも前年度当該大会当該種目における成績（シングルスはベスト16、団体戦はベスト8まで）は確保されなければならない。
- 同じ大学で、提出順位が低いチームがより高いチームよりも上位のシードをもらうことは無い。
- 抽選の際は、同大学が極力当たらず、均等になる様に行うこととする。

第3章 関西学生卓球選手権大会

第9条 範囲

男女シングルス32シード、ダブルス16シードまで決定する。

第10条 シングルスシード規定

優先順位	対象とする大会名等	成績
1	前年度関西学生選手権	1位 ～ 8位

2	前年度全日本大学総合（個人の部）	1位	～	16位
3	前年度全日本学生選抜	1位	～	16位
4	前年度関西学生選手権	9位	～	16位
5	前年度関西学生総合ランキング	1位	～	15位
6	当年度関西学生新人	1位	～	8位
7	前年度関西学生総合ランキング	16位	～	30位
8	前年度関西学生選手権	17位	～	32位
9	当年度関西学生新人	9位	～	16位
10	技術員・組合せ員による推薦			

第11条 ダブルスシード規定

優先順位	対象とする大会名等	成績		
1	前年度関西学生選手権	1位	～	8位
2	前年度全日本大学総合（個人の部）	1位	～	16位
3	前年度関西学生選手権	9位	～	16位
4	前年度全日本大学総合（個人の部）	17位	～	32位
5	前年度関西学生選手権	17位	～	32位
6	前年度全日本大学総合（個人の部）			出場
7	技術員・組合せ員による推薦			

第12条 その他

- シード会議に出席した構成員の3分の2以上の賛成をもってシード優先順位を入れ替えることができるものとする。しかし、優先順位1と2は必ず守られることとする。また、入れ替える場合でも前年度当該大会当該種目において、保持しているランキンググループ（シングルスはベスト16、ダブルスはベスト8まで）は確保されなければならない。
- ダブルスにおいて、ペア変更によって両者の内の一方、又は両方が規定のランキングを保持している場合でも参考資料に留めるものとする。
- 抽選の際は、同大学が極力当たらず、均等になる様に行うこととする。

第4章 全日本大学総合卓球選手権大会（個人の部） 関西予選

第13条 範囲

男女予選通過枠数×2のシードまで決定する。

第14条 シングルスシード規定

優先順位	対象とする大会名等	成績
------	-----------	----

1	当年度関西学生選手権	17位	～	32位
2	当年度総合ランキング（6月度）	1位	～	20位
3	前年度全日本大学総合（個人の部）			出場
4	当年度関西学生選手権	33位	～	64位
5	前年度全日本大学総合（個人の部）予選			決定戦敗退
6	前年度チャレンジマッチ	1位	～	2位
7	技術員・組合せ員による推薦			

第15条 ダブルスシード規定

優先順位	対象とする大会名等	成績		
1	当年度関西学生選手権	9位	～	16位
2	前年度全日本大学総合（個人の部）			出場
3	当年度関西学生選手権	17位	～	32位
4	前年度全日本大学総合（個人の部）予選			決定戦敗退
5	技術員・組合せ員による推薦			

第16条 その他

- シード会議に出席した構成員の3分の2以上の賛成をもってシード優先順位を入れ替えることができるものとする。しかし、優先順位1は必ず守られることとする。
- ダブルスにおいて、ペア変更によって両者の内の一方、又は両方が規定のランキングを保持している場合でも参考資料に留めるものとする。
- 抽選の際は、以下の2点に気を付ける。
 - ①同じ大学が極力当たらないようにする。
 - ②関西学生で当たった選手が極力当たらないようにする。

第5章 会長杯争奪卓球大会

第17条 範囲

男女シングルス32シード、ダブルス16シード、団体16シードまで決定する

第18条 シングルスシード規定

優先順位	対象とする大会名等	成績		
1	前年度会長杯争奪大会	1位	～	8位
2	当年度全日本大学総合（個人の部）			出場
3	前年度会長杯争奪大会	9位	～	16位
4	当年度関西学生選手権	17位	～	32位

5	当年度関西学生新人	1位	～	16位
6	当年度総合ランキング	1位	～	50位
7	前年度会長杯争奪大会	17位	～	32位
8	当年度関西学生選手権	33位	～	64位
9	当年度関西学生新人	17位	～	32位
10	常任幹事による推薦			

第19条 ダブルスシード規定

優先順位	対象とする大会名等	成績
1	前年度会長杯争奪大会	1位 ～ 4位
2	当年度全日本大学総合（個人の部）	出場
3	前年度会長杯争奪大会	5位 ～ 8位
4	当年度関西学生選手権	9位 ～ 16位
5	前年度会長杯争奪大会	9位 ～ 16位
6	当年度関西学生選手権	17位 ～ 32位
7	常任幹事による推薦	

第20条 団体戦シード規定

優先順位	対象とする大会名等	成績
1	前年度会長杯争奪大会	1位 ～ 8位
2	常任幹事による推薦	

第21条 その他

- シード会議に出席した構成員の3分の2以上の賛成をもって、シード優先順位を入れ替えることができるものとする。しかし、その場合でも前年度当該大会当該種目における成績（シングルスはベスト16まで、ダブルスと団体戦はベスト8まで）は確保されなければならない。
- ダブルスにおいて、ペア変更によって両者の内の一方、又は両方が規定のランキングを保持している場合でも参考資料に留めるものとする。
- 抽選の際は、同大学が極力当たらず、均等になる様に行うこととする。

第6章 関西学生卓球チャレンジマッチ

第22条 範囲

男女予選リーグ1位の選手まで決定する。予選リーグの数は参加人数によって変動することがある。

第23条 シングルスシード規定

優先順位	対象とする大会名等	成績
1	前年度チャレンジマッチ	1位 ～ 8位
2	当年度関西学生選手権	17位 ～ 32位
3	当年度全日本大学総合（個人の部）	出場
4	当年度関西学生新人	1位 ～ 16位
5	当年度全日本大学総合（個人の部）予選	決定戦敗退
6	当年度関西学生選手権	33位 ～ 64位
7	当年度関西学生新人	17位 ～ 32位
8	各大学申し込み順位	1位
9	常任幹事による推薦	

第24条 その他

- シード会議に出席した構成員の3分の2以上の賛成をもって、シード順位を入れ替えることができるものとする。しかし、その場合でも前年度当該大会当該種目における成績（ベスト8まで）は確保されなければならない。
- 抽選の際は、同大学が極力当たらず、均等になるように行う事とする。

◆推薦規定

第1章 推薦規定

第1条 監督、コーチ

強化合宿、対外試合等の監督、コーチは理事会で審議のうえ、会長が委嘱する。

第2条 選手

1. 関西学連代表選手は常任幹事会および強化対策委員会で審議のうえ、理事会にはかり、会長がこれを委嘱する。加盟校の責任者はメンバー決定後、学連の要請に応じて監督、コーチ、選手の派遣に協力する。
1. 各大会の推薦選手については、強化対策委員会の審議により候補選手を決定し対象の選手、監督の同意を得て決定する。

第2章 新人強化研修会

第3条 人数

1年生のみを対象として、男女各10名程度を選出する。選出された選手は関西学連代表選手となる。

第4条 候補選手

優先順位	対象とする大会名等	成績
1	当年度関西学生新人	1位 ～ 32位
2	当年度総合ランキング（春リーグ終了時）	1位 ～ 15位

第5条 決定方法

1. 優先順位を参考に強化対策委員会の審議で候補選手を決定する。
1. 同じ大学からの選出は3名までとする。

第3章 強化指定選手

第6条 人数

男女各12名程度を選出する。選出された選手は関西学連代表選手となる。

第7条 候補選手

優先順位	対象とする大会名等	成績
1	当年度関西学生選手権	1位 ～ 16位
2	当年度関西学生新人	1位 ～ 4位
3	当年度総合ランキング（関西学生終了時）	1位 ～ 15位
4	当年度関西学生新人	5位 ～ 8位
5	当年度総合ランキング（関西学生終了時）	16位 ～ 30位
6	当年度関西学生選手権	17位 ～ 32位
7	強化対策委員会で推薦する選手	

第 8 条 決定方法

1. 優先順位を参考に強化対策委員会の審議で候補選手を決定する。ただし、外国人留学生は除く。
1. 春季リーグ戦終了時の 1 部校で 1 人も入っていない大学の選手がいる場合はその選手を優先する。
1. 同順位の場合、関西学生の成績、総合ランキング等を参考にする。
1. 1～3 年生を優先する。

第 4 章 東海・関西対抗学生卓球大会

第 9 条 人数

男女各 10 名を選出する。選出された選手は関西学連代表選手となる。

第 10 条 候補選手

優先順位	対象とする大会名等	成績
1	当年度関西学生選手権	1 位 ～ 16 位
2	当年度関西学生新人	1 位 ～ 4 位

第 11 条 決定方法

1. 優先順位を参考に強化対策委員会の審議で候補選手を決定する。
1. 関西学生選手権のベスト 8 までは必ず推薦候補選手とする。ただし、代表選手の中で外国人留学生の選出は 1 名までとする。

第 5 章 海外遠征

第 12 条 人数

男女各 8 名程度を選出する。選出された選手は関西学連代表選手となる。

第 13 条 決定方法

当年度春季リーグ戦終了時の 1 部校から監督推薦で 1 名ずつ選出する。

第 6 章 近畿卓球選手権大会

第 14 条 人数

大会が規定する関西学連の推薦人数

第 15 条 候補選手

優先順位	対象とする大会名等	成績
1	当年度関西学生選手権	1 位 ～ 32 位

第 16 条 その他

1. 無条件推薦者は除く。(大会が規定する無条件出場に該当する者)
1. 同順位の場合、新人戦の成績や総合ランキング等を参考にする。

第7章 全日本学生選抜卓球選手権大会

第17条 人数

大会が規定する関西学連の推薦人数

第18条 候補選手

優先順位	対象とする大会名等	成績
1	当年度関西学生選手権	優勝
2	当年度総合ランキング（全日学本戦終了時）	1位
3	当年度関西学生選手権	準優勝
4	当年度総合ランキング（全日学本戦終了時）	2位
5	当年度関西学生選手権	3位
6	当年度総合ランキング（全日学本戦終了時）	3位

以下、規定人数に達するまで同様に行う。

第19条 その他

1. 大会で規定される各学連推薦枠以外で選出された選手は除く。
1. 同順位の場合、関西学生の成績、総合ランキング等を参考にする。

第8章 大阪国際招待卓球選手権大会

第20条 人数

大会が規定する関西学連の推薦人数

第21条 シングルス候補選手

優先順位	対象とする大会名等	成績
1	当年度関西学生選手権	1位 ～ 16位
2	当年度全日本大学総合（個人の部）関西予選	通過者

第22条 ダブルス候補選手

優先順位	対象とする大会名等	成績
1	当年度関西学生選手権	1位 ～ 8位
2	当年度全日本大学総合（個人の部）関西予選	通過者

第23条 その他

1. 同順位の場合、総合ランキング（全日学予選終了時）等を参考にする。
1. 無条件推薦者は除く。（大会が規定する無条件出場に該当する者）
1. ダブルスにおいて、ペアを組み替えた場合は推薦されないが、ペアの片方が4年生もしくは怪我や病気などにより試合に出場できない特別な理由がある場合に限り、強化対策委員会の審議を持ってペアの組み替えを認めることがある。

第9章 オール西日本大学卓球選手権大会

第24条 人数

大会が規定する関西学連の推薦人数

第25条 関西学連推薦

1. 前年度会長杯争奪卓球大会優勝者、準優勝者
1. 前年度関西学生卓球チャレンジマッチ優勝者、準優勝者

第26条 候補選手

優先順位	対象とする大会名等	成績
1	当年度関西学生選手権	1位 ～ 16位
2	当年度全日本大学総合（個人の部）関西予選	通過者
3	当年度総合ランキング（秋リーグ終了時）	上位

第27条 その他

1. 無条件推薦者は除く。（大会が規定する無条件出場に該当する者）
1. 同順位の場合、関西学生の成績等を参考にする。